

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成29年5月16日(火曜日)

号外第28号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	監査の結果により講じた措置について(4件)	10
○監査委員公表			
監査の結果に関する報告について(2件)	1		

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月16日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	土井りゅうすけ
同	赤井かずのり

#### 第1 監査の種別及び実施団体数

財政的援助団体等の監査を26団体について実施した。

#### 第2 監査実施期間

平成28年10月31日から平成29年2月15日まで

#### 第3 監査を実施した財政的援助団体等の範囲

- 1 県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 2 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体(以下「出資団体」という。)
- 3 県が公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)

#### 第4 監査の結果

平成27年度における財政的援助団体等の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助、出資又は公の施設の管理業務に係るものについて監査した26団体のうち、6団体について、10件の不適切事項、2件の要改善事項が認められた。

##### 1 不適切事項又は要改善事項が認められた団体(6団体)

###### (1) 一般財団法人神奈川県厚生福利振興会

###### ア 監査実施日

平成28年10月31日(平成28年9月28日及び同月29日職員調査)

###### イ 事業の概要

県民の厚生福利活動を支援するための教養講座、講演会等の開催、県民の自発的な余暇活動等を支援する人材の活用等に関する事業、公的施設の余暇利用促進の情報

提供等に関する事業、神奈川県の行政に携わる者等の福利厚生に関する事業、認可特定保険業に関する事業などを行っている。

#### ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

##### (ウ) 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
200,000,000	50,000,000	25.0

##### (エ) 損失補償

名称	補償限度額
富岡アパート5・6号棟の建設資金借入金に関する損失補償	円 1,870,919,000

#### エ 監査の結果

##### (不適切事項)

契約事務において、平成27年度における住宅建設資金8件の貸付けに当たり、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会住宅建設資金の貸付けに関する要綱の規定により、借受者に対して提出を求めている書類が不足したまま貸し付けているものが3件あった。

##### (要改善事項)

「住宅建設資金の貸付けに係る件数及び金額の低迷に伴う受取利息の大幅な減少の件」

認可特定保険業における資産運用の一環として実施している住宅建設資金の貸付け(以下「当該貸付」という。)について、貸付件数及び金額が低迷し、受取利息が大幅に減少していた。

当該貸付は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会(以下「振興会」という。)が、認可特定保険業の資産運用の一環として、会員である県職員約2万人を対象に、その会費収入(保険料)を原資として現職会員の厚生福利を図ることを目的に住宅等の購入資金を貸し付けるものであり、その収益は他の厚生福利事業の財源になっている。

貸付けに当たって、従前は、地方職員共済組合及び公

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部九四七円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

立学校共済組合（以下「共済組合」という。）からの貸付けが優先され、振興会はその不足額を貸し付けていたが、平成17年の振興会の貸付要綱改正によりこの共済組合の貸付けを優先する取扱いを廃止し、振興会が単独でも貸し付けることができるよう改めている。また、貸付金の償還に当たっては、県条例により県職員の給与から控除することが認められており、振興会にとって安全な資金の運用先の一つとなっている。

当該貸付の金利は、共済組合が実施する住宅貸付における特例貸付利率に連動する変動金利型であるが、共済組合の金利変更が平成20年を最後に実施されていないため、振興会の金利も平成20年の年利2.08%のままとなっている。一方、教職員を対象に振興会と同様の貸付けを行う一般財団法人神奈川県教育福祉振興会（以下「教育福祉振興会」という。）においては、平成20年7月から自らの判断で金利を段階的に引き下げようとした結果、現在では年利1.5%（変動型）になっており、市中銀行等においても政府の低金利政策の影響により住宅ローン金利は低下している。

また、貸付限度額についても、平成3年度に当該貸付事業を開始した時の700万円から見直されておらず、自己資金が少ない場合、住宅購入には不足することなどが想定されるが、教育福祉振興会においては、平成26年度に700万円から1,000万円に、平成28年度には2,000万円に増額しており、この点についても差が拡大している。

こうした金利や貸付限度額等の状況を背景に、当該貸付は減少し、平成27年度の貸付けは8件、貸付額は貸付予定額3億4,000万円に対して約2,500万円であった。また、貸付残高は、平成20年度末の約84億円から平成27年度末の約32億円へと約62.5%減少し、これに伴い、受取利息は平成20年度の約1億7,000万円から平成27年度の約7,200万円へと、約58.5%減少しており、そのまま推移すると、振興会の設立目的である会員の厚生福利事業の財源が急激に減少することが危惧されるため、これらの課題への対策が必要である。

貸付残高の増加に向けては、貸付金利を下げることや、貸付限度額を上げることなどにより、当該貸付に対する借入需要を喚起し、新規貸付の増加や市中銀行等への借換えによる繰上償還の抑制などを図ることに一定の効果が期待される。ただし、利下げについては、変動型金利であり既借受者に対しても新たな低い金利を適用したケースもあり、それに見合うだけの貸付残高の増加がなければ受取利息は減少することになる。

したがって、今後の貸付事業の実施に当たっては、これらの要素を総合的に検討し、貸付利率や貸付限度額などの貸付条件が全体として最適なものとなるよう貸付制度を見直すことにより、収益の改善を図る必要がある。

(2) 学校法人聖マリアンナ医科大学

ア 監査実施日

平成29年2月15日（平成28年11月16日職員調査）

イ 事業の概要

教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の人類愛に根ざす生命の尊厳を基調とする医学及び看護学教育を行い、豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成することを目的とし、聖マリアンナ医科大学を設置し、臨床教育及び研修の実施並びに地方自治法に規定する指定管理者として地域医療振興に資する医療業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金（後期研修医等確保支援事業）	1,300,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金（医師確保・地域医療力向上事業）	10,540,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（帝王切開術対応医師確保事業）（聖マリアンナ医科大学病院）	250,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医師事務作業補助者配置事業）（聖マリアンナ医科大学病院）	9,329,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（産科医師確保支援事業）	561,000
神奈川県専門医認定支援事業費補助金（聖マリアンナ医科大学病院）	2,936,000
神奈川県救急医療対策事業運営費補助金（救命救急センター運営事業）（聖マリアンナ医科大学病院）	66,062,000
神奈川県救急医療対策事業運営費補助金（救命救急センター運営事業）（聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院）	66,062,000
臨床研修費等補助金（医師）（聖マリアンナ医科大学病院）	35,685,000
臨床研修費等補助金（医師）（聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院）	1,222,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）（聖マリアンナ医科大学病院）	38,150,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）（聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院）	15,204,000
計	247,301,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

補助金事務において、平成27年度に交付を受けた神奈川県救急医療対策事業運営費補助金(救命救急センター運営事業)及び神奈川県周産期救急医療事業費補助金(患者受入事業)に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の返還に当たり、補助対象経費のうち課税仕入れに該当しない保険料等を含めて返還額を算出するなどしたため、4件、2,920円を過大に返還していた。

(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

ア 監査実施日

平成28年11月14日(平成28年10月3日から同月5日まで職員調査)

イ 事業の概要

医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に関する技術者の研修、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設の運営、災害時における医療救護などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
13,556,701,044	13,556,701,044	100.0

(8) 補助金

名称	補助額
	円
感染症指定医療機関運営事業費補助金(足柄上病院)	6,248,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(新人看護職員職場内研修事業費補助事業)(足柄上病院)	530,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(帝王切開術対応医師確保事業)(足柄上病院)	250,000
神奈川県専門医認定支援事業費補助金(足柄上病院)	1,468,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金(患者受入事業)(こども医療センター)	16,198,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金(日中一時支援事業)(こども医療センター)	2,514,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(新人看護職員職場内研修事業費補助事業)(こども医療センター)	1,395,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(帝王切開術対応医師確保事業)(こども医療センター)	250,000
神奈川県看護実習受入拡充	896,000

事業費補助金(こども医療センター)	
神奈川県精神科救急医療施設運営費補助金(精神医療センター)	16,557,424
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(新人看護職員職場内研修事業費補助事業)(精神医療センター)	422,000
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金(がんセンター)	17,514,000
がん地域連携クリティカルパス普及啓発事業費補助金(がんセンター)	1,194,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(新人看護職員職場内研修事業費補助事業)(がんセンター)	852,000
神奈川県看護実習受入拡充事業費補助金(がんセンター)	115,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(がん診療口腔ケア推進事業)(がんセンター)	129,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(新人看護職員職場内研修事業費補助事業)(循環器呼吸器病センター)	452,000
計	66,984,424

(9) 負担金

名称	負担額
	円
運営費負担金	11,588,987,000

(10) 貸付金

名称	前年度 末残高	平成27年度		年度末 残高
		貸付額	償還額	
	円	円	円	円
移行前地方債償還債務	19,063,439,943	0	1,287,804,532	17,775,635,411
地方独立行政法人神奈川県立病院機構貸付金	26,688,500,000	2,923,000,000	1,309,750,000	28,301,750,000
計	45,751,939,943	2,923,000,000	2,597,554,532	46,077,385,411

エ 監査の結果

(不適切事項)

1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。

- (1) こども医療センターが締結した本館吸収冷温水機保守点検業務委託契約(契約額2,360,000円(税抜))の履行確認に当たり、平成27年9月に実施することが約定された溶液の分析業務(186,000円(税抜)相当)が履行されていなかったにもかかわらず、同月分の委託業務の対価全額(389,000円(税抜))を支払っ

ていた。

(2) こども医療センターが締結したクリーニング等業務委託契約(単価契約、平成27年度支払総額31,337,376円(税込))の履行確認に当たり、毎月の作業終了後、受注者に対して提出を求めている作業報告書について、平成27年6月及び同年7月に実施されたカーテンのクリーニング分の提出が7か月遅滞していたにもかかわらず、受注者に対して提出を促しておらず、また、実際の業務実施日と相違する日に実施したものとして検査調書を作成していた。

2 庶務事務において、こども医療センター職員3名の海外出張における旅費の支給に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程に定める地域区分の適用を誤ったこと及び現地での移動に要する交通費を支給しなかったことにより、日当、宿泊料及び現地交通費計22,835円が支給不足であった。(要改善事項)

「駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委託契約における業務報告、検査等に係る規定の件」

契約事務において、こども医療センターが締結した駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委託契約について、契約書の運用業務委託契約部分に係る記載事項が不十分であった。

こども医療センターでは、外来患者等の病院利用者が利用する有料駐車場の使用料を徴するため、駐車場使用料精算等システムをリースにより導入し、併せて、同システムの運用業務を委託することを契約の内容とする駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委託契約(契約金額9,974,016円(税抜))を締結している。

契約金額の内訳は、駐車券発行機、認証機、精算機等、機器の賃貸借(再リース)が月額91,981円(税込)であり、駐車券発行システム、出口精算システム等の各種システム及び料金管理業務、トラブル対応業務等の運用・管理業務である運用業務委託が月額805,680円(税込)であった。このように、現契約では機器が再リースのため賃貸借額が低廉であることから、駐車場使用料の収納(平成27年度、取扱総額19,099,880円(税込))をはじめとする運用業務委託が契約金額の多くを占めている状態となっている。

しかし、当該契約は通常の賃貸借契約に係る契約書のひな型に基づいて契約書が作成されているため、一般的な業務委託契約書に記載される委託業務に係る受注者からの業務報告及び検査に係る規定や検査が完了した後の契約代金の支払に係る規定が盛り込まれていなかった。

そのため、現状の契約内容では、委託業務に不完全履行があった場合であっても、リース物件が使用さえてきていれば、毎月、契約代金を支払わなければならない、発注者に不利な契約となっている。

したがって、契約書の記載内容を見直し、通常の業務委託契約で定めている記載事項についても記載することで、契約当事者の権利義務関係を明確にする必要がある。

(4) 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

ア 監査実施日

平成28年11月18日(平成28年10月11日から同月14日まで職員調査)

イ 事業の概要

厚木看護専門学校を設置経営、社会福祉施設の診療業務の受託などの事業を行うとともに、指定管理者として、神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行うとともに次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(㊦) 出資

基本金	県の出資額	県の出資割合
円 27,000,000	円 10,000,000	% 37.0

(㊧) 補助金

名称	補助額
厚木看護専門学校運営費補助金	円 219,744,692

(㊨) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県総合リハビリテーションセンター	円 指定管理料 4,122,927,000 利用料金収入等 5,192,647,943

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 支出事務において、学会・研修会等参加費13件、95,000円の支払に当たり、参加者に事前請求の必要性を周知していなかったため、資金を前渡していなかった。
- 庶務事務において、週休日に勤務を命じられ、別の週に週休日を振り替えた職員1名に対して、時間外勤務及び休日勤務命令簿による命令を行っていなかったため、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団職員給与規程に定める時間外勤務手当1件、5,468円を支給していなかった。

(5) 観音崎公園パートナーズ(横浜緑地株式会社・福利園建設株式会社)

ア 監査実施日

平成29年2月7日(平成28年10月18日及び同月19日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立観音崎公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立観音崎公園	指定管理料 90,616,000 駐車場収入等 36,153,136

エ 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、産業廃棄物を含む廃棄物の運搬及び処理の委託契約(単価契約、支払総額539,374円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに同施行規則により義務付けられている産業廃棄物の運搬に係る最終目的地の所在地に関する事項等を記載していなかった。

(6) 公益財団法人横浜YMC A

ア 監査実施日

平成28年12月28日(平成28年10月26日及び同月27日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立三浦ふれあいの村の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立三浦ふれあいの村	指定管理料 148,209,000 利用料金収入 2,613,639

エ 監査の結果

(不適切事項)

支出事務において、次のとおり誤りがあった。

- 同一事業者に発注した異なる2つの宿泊棟に係る浄化槽沈殿槽閉塞及び汚泥清掃料(しおさい棟163,080円、やまびこ棟186,840円)の支払に当たり、しおさい棟分の支払後、やまびこ棟分として支払うべき請求について、公益財団法人横浜YMC A本部が、しおさい棟分の金額及び業務内容が請求書に記載されていたことを看過し、そのまま支払ったため、やまびこ棟分については23,760円が支払不足であった。
- 産業廃棄物収集運搬処分委託料(税抜単価60円/kg)の支払に当たり、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された実際の処分量が1,400kgであったにもかかわらず、事業者の誤りにより請求書には1,200kgと記載されていたことを看過し、そのまま支払ったため、1

件、12,960円(税込)が支払不足であった。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体(20団体)

(1) アクティオ株式会社

ア 監査実施日

平成29年1月5日(平成28年11月1日及び同月2日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立相模湖交流センター及び神奈川県立足柄ふれあいの村の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立相模湖交流センター	指定管理料 82,037,000 利用料金収入等 6,442,956
神奈川県立足柄ふれあいの村	指定管理料 142,446,000 利用料金収入 2,998,907
計	指定管理料 224,483,000 利用料金収入等 9,441,863

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(2) 公益財団法人神奈川県文学振興会

ア 監査実施日

平成28年11月10日(平成28年10月4日職員調査)

イ 事業の概要

文学資料の収集、整理、保存、公開及び文学資料に関する調査研究、文学の振興と文化の発展に寄与するための展覧会、講演会、講座、朗読会等の開催、文学資料、研究成果に関する各種刊行物及び展示解説図録等の編集及び発行、頒布、文学館など文化施設等の管理運営などの事業を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ウ) 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
110,000,000	53,000,000	48.2

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立神奈川近代文学館	指定管理料 404,542,000 利用料金収入等 42,434,942

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(3) 一般社団法人かながわ青少年協会

ア 監査実施日

平成28年12月28日(平成28年11月10日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立藤野芸術の家の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立藤野芸術の家	円 指定管理料 123,670,000 利用料金収入等 59,424,057

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(4) 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

ア 監査実施日

平成28年12月28日(平成28年11月15日職員調査)

イ 事業の概要

神奈川県内に私立幼稚園を設置している者に対し、教職員等の退職手当に係る資金の給付事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川県私学教職員退職基金財団補助金	円 299,236,509

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(5) 株式会社東急コミュニティー

ア 監査実施日

平成29年1月10日(平成28年11月7日及び同月8日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立武道館及び神奈川県営住宅等(横須賀三浦地域)の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立武道館	円 指定管理料 30,951,720

	利用料金収入等 13,432,138
神奈川県営住宅等(横須賀三浦地域)	指定管理料 446,695,409
計	指定管理料 477,647,129 利用料金収入等 13,432,138

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(6) 公益財団法人かながわ海岸美化財団

ア 監査実施日

平成28年11月16日(平成28年10月12日職員調査)

イ 事業の概要

横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸、河川河口部及び海岸砂防林の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の交流の促進、支援及び助成、海岸美化に関する調査研究などの事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(イ) 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 1,789,278,035	円 1,400,000,000	% 78.2

(ロ) 負担金

名称	負担額
海岸清掃事業負担金	円 103,933,000
海岸漂着物等対策推進事業負担金	17,350,260
計	121,283,260

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(7) 公益社団法人神奈川県農業公社

ア 監査実施日

平成28年11月2日(平成28年9月27日職員調査)

イ 事業の概要

農用地利用の効率化及び高度化の促進に関する事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(イ) 出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円 55,800,000	円 27,900,000	% 50.0

(ロ) 補助金

名称	補助額
農地売買支援事業費補助金	円 3,253,000
農地中間管理機構事業推進費補助金	19,580,396
計	22,833,396

(ウ) 損失補償

名称	補償限度額
農地取得に係る事業資金の融資に関する損失補償	円 262,705,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(8) 株式会社神奈川食肉センター

ア 監査実施日

平成28年11月25日(平成28年10月18日職員調査)

イ 事業の概要

家畜のと畜解体業務、食肉の部分肉加工処理業務、食肉の冷蔵保管業務、副生物処理業務などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 補助金

名称	補助額
神奈川食肉センター整備支援事業補助金	円 150,777,000

(イ) 損失補償

名称	補償限度額
農林漁業金融公庫(現在:株式会社日本政策金融公庫)が株式会社神奈川食肉センターに貸し付けた農林漁業施設資金貸付金の損失補償	貸付金414,964,000円の元利償還金(利率年2.0%以内)及びこれに係る遅延損害金相当額の合計額の414,964分の194,282の金額
神奈川信用農業協同組合連合会が株式会社神奈川食肉センターに貸し付けた神奈川食肉センター建設資金貸付金の損失補償	貸付金3,844,454,000円の元利償還金(利率年1.3%以内)及びこれに係る遅延損害金相当額の合計額の3,844,454分の1,864,622の金額
	貸付金103,744,000円の元利償還金(利率年2.6%以内)及びこれに係る遅延損害金相当額の合計額の103,744分の48,570の金額
	貸付金961,116,000円の元利償還金(利率年2.3%以内)及びこれに係る遅延損害金相当額の合計額の961,116分の466,156の金額

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(9) 学校法人東海大学

ア 監査実施日

平成28年11月25日(平成28年10月26日職員調査)

イ 事業の概要

教育基本法、学校教育法及び国内外の関係諸法令等に従い、建学の精神に基づき、社会に対する強い使命感と豊かな人間性を備えた人材を育成するほか、私立学校法第26条の規定による事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川地域医療再生計画事業費補助金(後期研修医等確保支援事業)	円 1,300,000
神奈川地域医療再生計画事業費補助金(病院耐震診断促進事業)	3,000,000
神奈川地域医療再生計画事業費補助金(医師確保・地域医療力向上事業)	13,222,000
神奈川地域医療介護総合確保基金事業費補助金(医師事務作業補助者配置事業)	6,219,000
神奈川地域医療介護総合確保基金事業費補助金(産科医師確保支援事業)	454,000
神奈川専門医認定支援事業費補助金	1,468,000
神奈川救急医療対策事業運営費補助金(救命救急センター運営事業)	66,062,000
神奈川周産期救急医療事業費補助金(患者受入事業)	39,082,000
計	130,807,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(10) 学校法人北里研究所

ア 監査実施日

平成28年11月29日(平成28年10月19日職員調査)

イ 事業の概要

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有為な人材を育成するほか、私立学校法第26条の規定による事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川地域医療再生計画事業費補助金(後期研修医等確保支援事業)	円 678,000
神奈川地域医療再生計画	1,812,000

事業費補助金(医師確保・地域医療力向上事業)	
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(医師事務作業補助者配置事業)	7,774,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(産科等後期研修医手当補助事業)	710,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(産科医師確保支援事業)	27,000
神奈川県専門医認定支援事業費補助金	1,285,000
神奈川県救急医療対策事業運営費補助金(救命救急センター運営事業)	67,234,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金(患者受入事業)	44,527,000
計	124,047,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(11) 社会福祉法人清和会

ア 監査実施日

平成28年11月2日(平成28年9月27日職員調査)

イ 事業の概要

障害者支援施設、特別養護老人ホーム、障害児入所施設、障害者福祉サービス事業、老人短期入所事業、老人デイサービスセンター、認知症対応型老人共同生活援助事業及び相談支援事業の経営を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立三浦しらとり園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行っており、また次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 補助金

名称	補助額
民間障害福祉施設整備借入償還金補助金	16,328,150
民間老人福祉施設整備借入償還金補助金	5,799,000
計	22,127,150

(i) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立三浦しらとり園	指定管理料 581,959,000 利用料金収入等 666,241,667

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(12) 神奈川県商工会連合会

ア 監査実施日

平成28年12月1日(平成28年11月16日職員調査)

イ 事業の概要

商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと、商工業に関する専門的事項について相談又は指導を行うこと、商工業に関する情報又は資料を収集及び提供すること、商工業に関する調査研究などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	124,272,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(13) 川崎商工会議所

ア 監査実施日

平成28年12月1日(平成28年11月10日職員調査)

イ 事業の概要

川崎市の区域において、商工業に関する調査研究を行うこと、商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと、商工業に関して相談又は指導を行うことなどを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	153,676,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(14) 一般社団法人神奈川県トラック協会

ア 監査実施日

平成28年11月17日(平成28年10月25日職員調査)

イ 事業の概要

貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究、交通安全・事故防止対策に関する事業、環境問題対策に関する事業、災害時の救援及び復旧復興支援に係る輸送及びこれに付帯する事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

交付金

名称	交付額



運輸事業振興助成交付金	円 845,540,000
-------------	------------------

エ 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(15) 公益財団法人神奈川県都市整備技術センター

ア 監査実施日

平成28年11月17日（平成28年10月20日及び同月21日職員調査）

イ 事業の概要

建設技術に関する調査、研究、研修及び情報提供、公共工事に係る建設発生土受入地の整備運営、公共工事に係る設計積算、現場技術業務、照査及び検査補助業務等の受託、地方公共団体等への（建設関係）コンピューターシステム等の提供などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成27年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 125,000,000	円 80,000,000	% 64.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(16) 公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社オーチューグループ

ア 監査実施日

平成29年1月31日（平成28年11月17日及び同月18日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立辻堂海浜公園及び神奈川県立湘南汐見台公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立辻堂海浜公園及び神奈川県立湘南汐見台公園	円 指定管理料 0 利用料金収入等 337,759,795

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(17) 公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社サカタのタネ・株式会社オーチューグループ

ア 監査実施日

平成28年11月15日（平成28年10月6日及び同月7日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立保土ヶ谷公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立保土ヶ谷公園	円 指定管理料 172,000,000 利用料金収入等 140,366,556

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(18) ミツ池公園パートナーズ（横浜緑地株式会社・株式会社グリーンケア・株式会社協栄）

ア 監査実施日

平成28年11月25日（平成28年11月1日及び同月2日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立三ツ池公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成27年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。  
指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立三ツ池公園	円 指定管理料 71,043,000 利用料金収入等 54,742,406

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(19) 公益財団法人神奈川県下水道公社

ア 監査実施日

平成28年11月16日（平成28年10月11日及び同月12日職員調査）

イ 事業の概要

流域下水道の処理施設の運転操作等維持管理業務、下水道の水質分析等の技術的業務、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道の研修、汚水及び汚泥の処理方法についての調査及び研究に関する事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成27年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 110,000,000	円 55,000,000	% 50.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(20) 神奈川県住宅供給公社

ア 監査実施日

平成28年11月10日（平成28年9月28日から同月30日まで職員調査）

イ 事業の概要

住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡、高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備並びに賃貸その他の管理の業務などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成27年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 30,000,000	円 15,000,000	% 50.0

(4) 補助金

名称	補助額
高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	円 35,642,000
神奈川県住宅供給公社貸付金繰上償還資金借入金利子補給金	203,192,067
神奈川県住宅供給公社賃貸住宅及びケア付高齢者住宅建設事業資金民間金融機関借入に対する利子補給金	124,943,599
ケア付高齢者住宅建設資金利子補給金	33,905,210
計	397,682,876

(7) 貸付金

名称	前年度末残高	平成27年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
ケア付高齢者住宅建設事業資金	円 2,582,685,400	円 0	円 88,519,000	円 2,494,166,400

(2) 損失補償

名称	補償限度額
神奈川県住宅供給公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償	円 114,393,616,726

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月16日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
同 高岡香  
同 太田眞晴  
同 土井りゅうすけ  
同 赤井かずのり

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、団体に対し財政的援助等を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた本庁機関1箇所について、随時監査（臨時財務監査）を実施した結果、不適切事項2件が認められた。

1 監査実施箇所

保健福祉局保健医療部県立病院課

2 監査実施日

平成29年3月15日（平成29年1月16日職員調査）

3 監査の結果

（不適切事項）

財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。

- 神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定（協定期間 平成28年3月24日から平成38年3月31日まで）の締結に当たり、前協定期間において管理物品として指定管理者に無償で貸し付けていた磁気共鳴断層撮影装置1点（取得価格249,900,000円）及びMR I 室用パルスオキシメータ1点（取得価格1,596,000円）について、新たな協定の締結前に指定管理者から返納を受けていたにもかかわらず、引き続き、協定に基づく管理物品として位置付けていた。
- 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営する厚木看護専門学校において同事業団が使用する物品の使用貸借契約の締結に当たり、取得価格5万円未満の物品（290点、取得価格総額8,754,067円）について、現に貸し付けているにもかかわらず同契約で定める目的物件に含めていなかった。

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年 5月16日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 土 井 りゅうすけ  
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日(神奈川県公報号外第91号)神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会及び公安委員会を除く63箇所(既報告の20箇所を除く)に係る88事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	平成28年8月30日 (平成28年7月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、CHO(健康管理最高責任者)構想基盤構築事業業務委託契約(契約額10,810,800円)について、保健福祉局からの業務の移管(平成27年6月1日)に伴い、その予算執行について改めて執行何票による決裁を速やかに受けるべきところを、同年12月9日までこれを行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則及び予算の執行状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県統計センター	平成28年5月18日 (平成28年3月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、国勢調査の調査関係書類の審査等補助事務労働者派遣業務の委託契約(契約額13,701,454円)の締結に当たり、契約書に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律により義務付けられている直接指揮命令者等に関する事項の記載がなかった。	不適切事項については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律について、理解不足及び所属内の確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央地域県政総合センター	平成28年4月26日 (平成28年3月3日、同月4日、同月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、加入している団体の会費(1件、10,000円)の支出に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」で執行すべきところ「(節)報償費」で執行していた。 2 財産管理事務において、土地及び建物に係る行政財産使用許可の使用料の算定に当たり、財産経営部長通知に基づき県有財産台帳価格の改定による新価格を平成27年9月以降の使用許可期間に適用すべきところ、同通知に反し平成27年度の使用許可期間全体に適用した上で同年4月から同年8月までの許可期間の使用料との差額を同年9月以降の使用料としたため、2件、83円を過大に徴収しており、3件、150円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、火薬類取締法等に係る業務について、従事した職員が報告を誤ったため、特殊勤務手当等5件、1,012円の支給が不足していた。 (要改善事項) 「厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書における従事者の業務内容	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月22日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、県有財産台帳価格の改定については認識していたものの、使用料に関する算定方法の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年4月1日に収入し、徴収超過分については、平成28年3月28日に相手方に戻出した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 庶務事務の特殊勤務手当等については、平成28年4月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、手当の申請について職員に周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、平成28年3月30日に相手方と合意の上、仕様書の変更(文言の修正)を行った。

		<p>の定めに関する件 契約事務において、厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書に、業務内容に関して雇用関係を示すかのような「拘束時間」という文言を説明を付すことなく用いていた。 (以下省略)</p>	
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成28年 4月28日 (平成28年 3月15日から同月18日まで職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、湘南地域鳥獣対策協議会ツキノワグマ対策部会の委員謝礼の支払に当たり、履行後3月を超えて支払っているものが1件、15,000円あった。	<p>不適切事項については、謝礼金に係る確認並びに事業課及び総務課間の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各課における事業の進行管理を適切に行うとともに、支出の伴う案件については必ず総務課と合議を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	平成28年 4月27日 (平成28年 3月9日から同月11日まで及び同月14日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 工事事務において、広域農道整備工事の設計積算に当たり、軽量盛土工の施工に際し設置する足場工について、誤って設置が不要な部分を控除することなく積算していたため、変更後の契約額(149,904,000円)が183,600円過大のまま支払っていた。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政財産使用許可に当たり、平成24年 5月1日から平成27年 4月30日までの使用期間とした申請に対し、行政財産の使用許可取扱要領に基づき平成27年 3月31日までの許可とすべきところ、平成27年 4月30日までの許可としていた。このことにより、平成27年 5月1日以降の許可期間更新後の使用料100円と合わせ、使用者に平成27年度分の使用料100円を重複して負担させていた。 (2) 借用不動産の台帳価格の改定に伴う転貸借の変更契約の締結に当たり、財産経営部長通知に基づいて平成27年 9月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが3件(契約日、平成27年11月24日2件、同月26日1件)あった。 3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが24件あり、そのうち旅費23件、4,600円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、足場工の数量を誤り、設計額が過大となったものである。 今後は、このようなことがないよう、確認方法を改善するとともに、設計業務研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 行政財産使用許可については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 借用不動産の台帳価格の改定に伴う転貸借の変更契約については、職員の関係規定の理解不足と確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 庶務事務の旅費については、平成28年 4月22日及び9月13日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年 8月31日 (平成28年 7月20日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 供用自動車等燃料購入契約(市場価格を反映した変動単価契約、支払総額3,339,215円)の締結に当たり、特段の根拠なく、契約単価を構成する定額手数料を決定するために必要な見積書を徴していなかった。 2 非常用発電設備点検業務契約(契約額1,706,400円)の締結に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により契約書への明記が求められている「契約の目的</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 供用自動車等燃料購入契約については、神奈川県財務規則の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 非常用発電設備点検業務契約については、関係規定の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		たる給付の完了の確認又は検査の時期」を記載していなかった。	
財産経営部施設整備課	平成28年 8月31日 (平成28年 7月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員に対し、当該週休日の時間外勤務手当(支給割合135/100)を支給すべきところ、当該職員が誤って時間外勤務を別の平日に人事給与システムへ入力し、支給割合125/100により計算されたこと等により、時間外勤務手当 6件、16,173円が支給不足であった。 (要改善事項) 「計画修繕工事に係る予算の執行に関する件」 計画修繕工事に係る予算の執行において、入札不調による発注時期の遅れにより年度内の完了が困難な状況であったため、工事内容を分割し、完了が見込まれる部分に限定して契約しているものがあつた。 (以下省略)	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年 9月16日に本人に支給済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、今後の計画修繕工事の予算の執行について、工事の進捗状況を把握し、やむを得ない事情で年度内完了が見込めない工事については、繰越明許費を活用することにより、効率的な予算の執行が行えるよう、関係部局とより一層連携を図ることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県高津県税事務所	平成28年 5月12日 (平成28年 3月1日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木(クロガネモチ1本、イロハモミジ2本)が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年 3月3日に立木に係る県有財産台帳を作成した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
安全防災部消防課	平成28年 7月21日 (平成28年 6月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムへ入力していなかったため、週休日に時間外勤務した職員1名に対して、時間外勤務手当1件、3,496円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年 7月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合防災センター	平成28年 2月16日 (平成28年 2月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年 3月18日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県消防学校	平成28年 2月16日 (平成28年 2月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが47件あり、そのうち旅費39件、8,493円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年 4月8日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 県民局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年 7月29日 (平成28年 6月8日)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公	不適切事項については、次のとおり措置した。

	職員調査)	<p>私立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。</p> <p>2 契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相談」業務委託契約(契約額7,000,000円)及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約(契約額2,150,000円)の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。</p>	<p>1 支出事務については、関係法令に関する認識及び理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、税額表等について所轄税務署に確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図ることにより、適正な執行に努めることとした。</p>
くらし県民部 人権男女共同 参画課	平成28年7月29日 (平成28年6月10日 職員調査)	(不適切事項) <p>契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相談」業務委託契約(契約額7,000,000円)及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約(契約額2,150,000円)の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定等の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、進捗管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
くらし県民部 文化課	平成28年7月29日 (平成28年6月14日 職員調査)	(不適切事項) <p>予算の執行において、新たな歳入である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(1件、66,986,000円)の収入について、調定時には同交付金に対応する予算科目が設定されていなかったことから、科目更訂を前提として既存の予算科目で調定を行ったが、その後、科目更訂を失念し、予算科目の誤りを是正していなかった。</p>	<p>不適切事項については、確認が不十分であったことによるものであり、誤った予算科目については平成28年6月14日に是正を行い、正しい科目で決算を行った。          今後は、このようなことがないように、予算科目が設定されてから調定を行うことを前提とし、科目更訂を要する場合は執行管理を行うための帳簿にその旨を記載することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
次世代育成部 次世代育成課	平成28年7月29日 (平成28年6月21日 職員調査)	(不適切事項) <p>庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、32,016円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年9月16日に本人に支給した。          今後は、このようなことがないように、労務管理を徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
次世代育成部 子ども家庭課	平成28年7月29日 (平成28年6月16日 職員調査)	(不適切事項) <p>財産管理事務において、電柱支線1条の設置のために行政財産の使用許可を行っていた土地の用途廃止に伴う使用許可から賃貸借契約への変更に当たり、契約の締結及び貸付料の徴収(1件、365円)が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
次世代育成部 私学振興課	平成28年7月29日 (平成28年6月20日 職員調査)	(不適切事項) <p>1 支出事務において、神奈川県公立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。</p> <p>2 庶務事務において、休日に勤務し、休日の振替を行わなかった職員1名に対して、休日勤務手当1件、16,027円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、関係法令に関する認識及び理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、税額表等について所轄税務署に確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の休日勤務手当については、平成28年9月16日に本人に支給した。          今後は、このようなことがないように、労務管理を徹底し、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容

神奈川県立かながわ男女共同参画センター	平成28年 2月24日 (平成28年 2月23日及び同月24日職員調査)	(要改善事項) 「社会参画活動推進事業における執行科目の件」 予算の執行において、社会参画活動推進事業(県の支払額、3件合計277,506円)について、事業の実施形態(委託事業)及び経費の執行科目(委託料)が、事業全体の経費の一部を県が負担しているという実態を反映したものとなっていなかった。 (以下省略)	要改善事項については、事業の実施形態及び経費の執行科目の見直しを行った。 事業の実施形態について、県とNPO等とが分担して事業を実施し、県はその負担すべき部分に応じて「負担金」を当該NPO等に支払うという実態を反映させる形で、社会参画活動推進事業実施要領の改正(平成28年6月15日)を行うとともに、県とNPO等とが分担して事業を実施し、その旨の請書をNPO等から受領し協定を締結した。 また、経費の執行科目について、平成28年度社会参画活動推進事業予算は、すでに「委託料」として予算決定・再配当されていたため、「負担金、補助及び交付金」に節を変更する手続をとり、NPO等団体に対して県負担部分を「負担金」として支払う形で事業を実施し、改善を図った。
神奈川県中央児童相談所	平成28年 5月13日 (平成28年 5月11日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、3日里親謝礼の支払に当たり、履行確認の遅れや不十分な予算管理などにより、第3四半期分(15名、計239,200円)については、履行後3月を超えて支払っており、第4四半期分(14名、計200,100円)については、本来、「(事業名)里親制度推進費(細事業名)里親制度推進費」の予算科目により支出すべきところ、「(事業名)児童相談所費(細事業名)虐待防止対策推進費」により支出していた。 2 庶務事務において、非常勤職員報酬加給の支給に当たり、加給額の算出基礎となる勤務期間を誤って計算したため、加給を支給すべきではない職員に対して、1件、55,891円を誤って支給していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、進行管理及び確認が不十分だったことによる。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の非常勤職員報酬加給については、平成28年12月27日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立中里学園	平成28年 6月 3日 (平成28年 3月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムへ入力していなかったものが5件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年3月25日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立青少年センター	平成28年 7月29日 (平成28年 5月26日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(4台、4.07㎡)に当たり、一般競争入札により貸し付けるという原則に対する例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させていなかった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 自動販売機の収支状況を提出させていなかった平成26、27年度分については速やかに報告を受け、配慮の必要性について検証を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、収支状況報告書の管理、保管及び職場内での引き継ぎを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年 8月24日 (平成28年 7月 5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、「神奈川県環境農政局総合評価方式意見聴取会(平成27年度第1回)」の開催に係る委員謝金(2名分、36,000円)の支払に当たり、同謝金に関する規程に定められている支給期日を87日過ぎて支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を行うとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
環境部資源循環推進課	平成28年 8月24日 (平成28年 7月 4日)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用	不適切事項の旅費については、平成28年 8月19日に

職員調査)	した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。	本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
-------	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	平成28年4月22日 (平成28年3月22日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに道路照明灯が設置されているものが1件、行政財産の使用承認の手続を行わずに道路標識が設置されているものが3件あった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年4月1日に、使用許可及び使用承認を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県自然環境保全センター	平成28年2月26日 (平成28年1月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の過年度分の使用料(1件、163,360円)について、調定を行っていなかった。 2 支出事務において、ニホンジカ保護管理検討委員会の委員への謝礼金等(7名分、96,000円)について、履行確認後3月を超えて支払を行っていた。 3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成28年3月23日に調定し、同年4月28日に収入済みである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 庶務事務の旅費については、平成28年2月5日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県水産技術センター	平成28年3月23日 (平成28年3月22日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約の締結に当たり、契約書(単価契約、概算総価230,000円)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている委託数量の記載を行っていなかった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであった。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター	平成28年7月20日 (平成28年2月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年4月12日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(6) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部県立病院課	平成28年8月23日 (平成28年7月5日職員調査)	(要改善事項) 「指定管理業務において親子教室及び受託評価事業の利用者から収受する食費に関する件」 指定管理業務で収受する実費相当額を県の収入としていた。 (以下省略)	要改善事項については、平成29年度から指定管理者の収入とすることにより、改善を図ることとし、関連規定の見直しについて、指定管理者と調整した。
保健医療部がん・疾病対策課	平成28年8月23日 (平成28年7月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県指定難病特定医療費等管理システム開発導入業務等委託契約(契約額15,165,144円)の履行確認に当たり、同契約に基づいて納入させるべき成果物の一部(紙媒体及び電子媒体)を納入させていなかったにもかかわらず、履行済として検査を完了し、契約代金を支払っていた。	不適切事項については、契約書を作成した担当者と履行確認を行った担当者が相違し、引継後の契約書及び仕様書の確認が不十分であったことにより、履行済として検査を完了したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約内容を確認するとともに、受託業者に完成品及び必要書類について指導を行うなどにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部保	平成28年8月23日	(要改善事項)	



健人材課	(平成28年7月7日職員調査)	「看護師等修学資金貸付金の債権管理に関する件」 看護師等修学資金貸付金に係る債権管理に当たり、所定の時期に借受者から免除申請がなされていないものについて、その事由を把握しておらず、返還請求も行っていなかった。 (以下省略)	要改善事項については、全ての保留案件の対象者に対して、改めて期限を定めて、手続に係る申請を行うよう通知を发出し、債権回収を進めるとともに、返還免除の条件を充たす者については、早期の申請を促し、免除手続の促進を図っていくこととした。 また、事務手続の明確化を図るなど、債権管理における事務処理を改善していくこととした。
福祉部地域福祉課	平成28年8月23日(平成28年6月28日及び同月29日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、市民後見推進事業費補助の額の確定に当たり、1市(補助額2,656,000円)から提出された実績報告書等の内容に齟齬があったのを看過し、実績報告書の補助金精算額調書に基づき補助金を精算したため、交付額が2,127,000円過大となっていた。	不適切事項については、実績報告書等の内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、実績報告書等の書式を見直すとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部障害福祉課	平成28年8月23日(平成28年6月29日及び同月30日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産使用許可の変更に当たり、財産経営部長通知に反して使用料を算定したため、内容を誤って許可していた。これにより、使用料3件、4,084円が徴収不足であった。	不適切事項については、財産経営部長通知の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年9月14日に徴収済となっている。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部生活介護課	平成28年8月23日(平成28年7月4日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員3名に対して、時間外勤務手当3件、72,803円を支給していなかった。 2 公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費5件、3,840円を支給していなかった。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 時間外勤務手当については、平成28年12月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、服務規程に沿った手続を行うことを改めて周知するとともに、失念等による手続の漏れを防止するための確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 旅費については、平成28年12月2日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、人事給与システムへの入力を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
生活衛生部生活衛生課	平成28年8月23日(平成28年7月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、茅ヶ崎駐在事務所に配属されている庁用自動車6台(帳簿価額計7,145,159円)について、平成20年4月に同事務所を設置するに当たって所在地が異なる事務所から管理換えを受けたものであるにもかかわらず、現在まで、道路運送車両法の規定に基づく「使用の本拠の位置」に係る変更登録を申請していなかった。	不適切事項については、関係規定の確認及び理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を徹底するとともに、適時の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成28年3月9日(平成28年1月27日及び同月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、緊急参集した職員のうち1名に対して、時間外勤務手当1件、3,690円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年2月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成28年3月9日(平成28年1月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しており、時間外勤務手当1件、12,892円を支給していなかった。 (要改善事項) 「庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算の件」 庁舎清掃業務委託に係る予定価格	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年3月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、休日出勤に対する服務について、直接監督者と職員との間で認識を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、平成28年度の庁舎清掃業務の入札予定価格積算から、価格情報誌に示された屋内清掃料金を補正せずに入札するとともに、当該料金に含まれない衛生消耗品については、その原価に諸経費率

		の積算について、積算の合理性が十分に担保されていないものがあつた。 (以下省略)	を乗じて用いるなど、より合理性の高い積算方法に改善した。
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成28年6月21日 (平成28年4月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費4件、800円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年4月28日に支給した。 今後は、このようなことがないよう、人事給与システムへの入力を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成28年7月13日 (平成28年4月26日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年1月分電気料金(2件、34,217円)の支払に当たり、電子決済を怠ったため、当初の口座振替指定日に振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、同年1月分の口座振替割引の取消しにより、同年2月分電気料金の支払に当たり、口座振替割引の適用除外2件、108円を加算されて支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県精神保健福祉センター	平成28年5月19日 (平成28年2月10日職員調査)	(要改善事項) 「庁舎の使用許可に伴い使用許可を受けた者に負担させる光熱水費等相当額の算定に関する件」 精神保健福祉センター(以下「所属」という。)の団体への庁舎の使用許可に伴う光熱水費等相当額について、行政財産の使用許可取扱要領(以下「要領」という。)に定める使用面積、使用人員及び使用状況等の要素を十分に考慮せずに算定していた。 (以下省略)	要改善事項については、各団体の実際の使用状況の把握に努めるとともに、より公正な費用 <sup>あひ</sup> 按分によるよう、算定方法を見直すことにより、改善を図った。
神奈川県立総合療育相談センター	平成28年5月13日 (平成28年5月11日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤って適用したため、基本報酬(日額)を9,366円とすべきところ、12,480円としていた。その結果、平成27年4月分から同年6月加給分までの報酬4件、263,367円を過大に支給していた。	不適切事項については、基本報酬額表の時間額を適用して算出すべきところ、誤って日額を適用したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立ひばりが丘学園	平成28年4月22日 (平成28年4月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。 (1) 空調設備保守点検業務委託契約(契約額1,188,000円)に基づく保守点検業務について、年4回(平成27年5月、同年8月、同年11月、平成28年2月)の各業務完了後に受託者から作業報告書が提出される都度検査を行うべきところ、支払時期である半期ごとに検査を実施していた。 (2) 産業廃棄物の収集運搬業務委託契約(契約額220,000円)の締結に当たり、契約金額の一部である搬出作業費及び諸経費を契約書に記載しておらず、また、同処分業務委託契約(契約額400,000円)の締結に当たり、契約書の受注者の責任範囲の記載内容に誤りがあつた。さらに、これらの契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき、各々の契約ごとに検査調書を作成すべきところ、受領委任により契約金額の支払先が一者になったことと検査調書作成の要否を混同し、両契約の契約金額を合算した額を契約金額として記載した検査調書を、収集運搬業務委託契約についてのみ作成	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 空調設備保守点検業務委託契約については、関係規定の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 産業廃棄物の収集運搬業務委託契約については、確認が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに契約内容の標準様式を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の旅費については、平成28年6月7日に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底と複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>していた。</p> <p>2 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが26件あり、そのうち旅費23件、7,600円を支給していなかった。</p>	
神奈川県食肉衛生検査所	平成28年 9月13日 (平成28年 2月 2日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年 3月 1日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、人事給与システムへの入力を周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県動物保護センター	平成28年 5月19日 (平成28年 3月24日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 行政財産の使用許可の失効に伴う使用料 2件、785円の還付に当たり、還付手続が用途廃止後 3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 行政財産の貸付けに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、前回の監査で、算出誤りによる過大徴収について指摘がなされていたにもかかわらず、今回も前月末指針値の計算式への入力誤りにより、1件、6円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 還付手続の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 立替収入の過大徴収については、確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分は、平成28年 3月分の徴収額と相殺処理した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年 8月 3日 (平成28年 6月16日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、新聞購入代第4四半期分ほか5件、90,439円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律などに定められている支払期限を過ぎて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、書類受付簿等の活用を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
産業部産業振興課	平成28年 8月 3日 (平成28年 6月20日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業及び新産業ベンチャー起業化支援事業に係る委員謝金 1件、18,000円の支払に当たり、支払期限を過ぎて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行状況確認表を随時更新するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
産業部エネルギー課	平成28年 8月 3日 (平成28年 6月17日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費3件、600円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年 8月30日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
観光部国際観光課	平成28年 8月 3日 (平成28年 6月21日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、1,024円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年 7月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
労働部労政福祉課	平成28年 8月 3日 (平成28年 6月24日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、530円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年 7月 5日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容

<p>神奈川県産業技術センター</p>	<p>平成28年4月21日 (平成28年3月14日から同月16日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 収入事務において、受託研究に係る受託収入の調定について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日を超えて納入期限を定めていたものが1件、210,330円あった。 2 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約額4,924,800円)の相手方が業務の一部を他社に行わせているにもかかわらず、同契約書で定められた届出書を提出させていなかった。また、同契約書で定められている売上状況等の報告も行わせていなかった。 3 財産管理事務において、神奈川県産業技術交流協会に対する行政財産の使用許可に当たり、金庫設置部分の面積の算入を失念したことにより、許可面積が過少となったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、15,024円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、納入期限の確認が不十分であったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約書の内容の確認が不十分であったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、行政財産の使用許可において、使用部分の確認が不十分であったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県産業技術センター 工芸技術所</p>	<p>平成28年4月21日 (平成28年3月10日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、産業技術センター工芸技術所の駐車場に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反して消費税及び地方消費税相当額を使用料に含めなかったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、1,643円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月24日付けで正しい使用料による行政財産変更許可の手续を行い、平成28年3月31日に不足分を徴収した。   今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(8) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>事業管理部県土整備経理課</p>	<p>平成28年8月4日 (平成28年6月22日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、国庫支出金の返還に当たり、流域下水道事業会計予算から返還すべき2件、136,204円について、他の一般会計予算から返還すべきものと合わせ一般会計予算から返還していた。 2 歳計外現金事務において、県有財産の売払いに係る契約保証金の歳計外現金への受入れに当たり、歳計外現金納付書に記載する会計コードを誤ったことにより、歳計外現金として受け入れるべきものを土地建物等売払収入として処理していたものが2件、12,110,500円あった。その結果、契約保証金の売買代金への充当が売買契約書で定める時期よりも前に充当されていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、国庫支出金の返還に当たって、一般会計と特別会計とを明確に区分しないまま集計を行ったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、国庫支出金の返還に当たり、一般会計と特別会計を明確に区分し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 歳計外現金事務については、記載内容の確認が不十分であったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、契約保証金に係る歳計外現金納付書を相手方に送付する際、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター</p>	<p>平成28年4月20日 (平成28年4月15日及び同月18日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 収入事務において、公園施設の管理許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが、2件、4,661円あった。 2 財産管理事務において、公園施設の管理許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これ</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。   今後は、このようなことがないよう、占用許可の対象となる一覧表を整備し、調定処理における作業工程を改めて確認するとともに、年間予定表を作成し進捗状況の確認を徹底することにより、適正な事</p>

		により使用料、2件、37円が徴収不足であった。	務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理許可の使用料に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年7月25日に収入済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、班内の会議等により情報共有し、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県流域下水道整備事務所	平成28年5月17日 (平成28年5月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 文書の管理において、「道路工事・占用工事調査及び付図」(2件、計6,998円)の購入の根拠となる「道路工事調整システム利用契約書」が所在不明になっていた。	不適切事項については、自動更新契約条項付契約の契約書原本について、執行伺いに添付するという財務規則等の関係規定の理解及び確認が不十分であったことから、文書引継ぎが行われ、契約書原本が所在不明となったものである。 契約書原本が所在不明となっている平成15年4月1日付け「道路工事調整システム利用契約」を平成28年6月10日付けで解除し、同日付けで改めて契約済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、契約書の内容について複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(9) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	平成28年7月22日 (平成28年5月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、支払通知書12,280枚ほか2点の印刷製本契約(契約額599,814円)の締結に当たり、再度入札の不調により見積合せを実施する際に入札時と異なる予定価格を設定して見積合せを執行していた。	不適切事項については、執行方法の認識誤りによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上を図るとともに、法令を遵守することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原水道営業所	平成28年9月13日 (平成28年4月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、緊急呼出しにより深夜に登庁し、漏水対応業務に従事した職員1名に対して超過勤務手当1件、12,749円を支給していなかった。	不適切事項の超過勤務手当については、平成28年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、超過勤務における所定の手続の厳守を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成28年4月21日 (平成28年3月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、水道施設の維持等に係る業務に支給される特殊勤務手当1件500円が支給されておらず、2件324円が支給不足であり、1件500円が誤って支給されていた。	不適切事項の特殊勤務手当については、未支給分及び支給不足分は平成28年11月16日に本人に支給し、誤支給分については平成28年11月29日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、運転日報に「特殊業務の有無」欄を設けることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成28年6月29日 (平成28年3月3日職員調査)	(要改善事項) 「神奈川県内タクシー共通クーポン券の活用に関する件」 財産管理事務において、平成25年3月を最後に利用実績のない神奈川県内タクシー共通クーポン券(以下「タクシークーポン」という。)を所有し続けたまま活用していない状況にあった。 (以下省略)	要改善事項については、タクシークーポンの企業局内における有効活用を図る必要があると判断し、平成28年5月31日に企業局経営課へ管理換えを行い、改善を図った。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成28年3月25日 (平成28年2月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(60,071,760円)が77,760円過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。

神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成28年5月24日 (平成28年2月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管等のき損に伴う損害賠償金の収入未済に係る督促状の発行に当たり、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していないものが3件、計331,432円あった。 2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、誤った施工歩掛を適用していた仮設材設置撤去工について、そのまま積算したため、変更後の契約額(56,251,800円)が629,640円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁海老名水道営業所	平成28年5月12日 (平成28年3月23日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公営企業財務規程に定められた支出命令権者の決裁を受けることなく支出手続を行っているものが5件、計257,833円あった。 2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(21,177,720円)が42,120円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、決裁の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成28年5月19日 (平成28年3月22日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率を、引き続き適用して積算していたため、変更後の契約額(42,255,000円)が93,960円過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	平成28年3月1日 (平成28年2月29日及び同年3月1日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、前渡金口座への支出を失念していた平成27年4月分の電話料金が先に振り替えられたために同年5月分の電気料金が口座振替できず、納付書による支払を行った結果、同年7月分の電気料金請求額に口座振替割引の適用除外及び延滞利息合わせて665円を加算されて支払っていた。 2 工事事務において、谷ヶ原浄水場急速ろ過池更生工事(契約額42,174,000円)に係る設計額の積算に当たり、残砂処分費及び土砂検定費の積算を誤ったため、設計額が270,000円過大となり、この過大な設計額に基づいて決定した予定価格が、正しく積算された設計額を上回っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、手続の進捗状況を一覧表で可視化するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	平成28年9月15日 (平成28年4月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、導水施設詳細調査等業務委託の変更契約の締結に当たり、当該変更により追加された積算項目の一つである水質調査・分析に係る諸経費を二重に積算したため、変更後の契約額(39,448,080円)が389,880円過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## 神奈川県監査委員公表第7号

## 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年 5月16日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 土 井 りゅうすけ  
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日(神奈川県公報号外第91号)神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分1箇所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
経理課	平成28年 9月30日 (平成28年 8月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 交付金交付事務において、政務活動費交付金の額の確定に当たり、政務活動補助職員の給与総額に対して政務活動費の充当が行われていたにもかかわらず、この給与所得に係る所得税及び復興特別所得税の税務署への納付に対しても政務活動費の充当が行われていることを見過ごしたため、交付額が21,465円過大であった。	不適切事項の政務活動費については、平成28年 9月26日に当該議員から返納された。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第 8 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年 5月16日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 土 井 りゅうすけ  
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日(神奈川県公報号外第91号)神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分37箇所(既報告の9箇所を除く)に係る44事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部行政課	平成28年 8月 1日 (平成28年 6月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、教育委員会文書集配等業務委託契約(契約額17,631,000円)に基づき教育委員会の各室課が受託者に文書の印刷を依頼するに当たり、依頼数量の一元的な把握が不十分であったことなどにより、その合計数量が契約で定める印刷数量の上限を超えていた。	不適切事項については、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、印刷数量の把握を確実にするとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。
行政部教育施設課	平成28年 8月 1日 (平成28年 6月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、不動産鑑定評価料(1件、299,160円)の執行に当たり、履行確認を行った日(平成27年3月24日)の属する平成26年度の歳出として整理すべきであり、そのためには平成26年度内に執行伺票兼支出命令票を起票すべきところ、	不適切事項については、不動産鑑定評価料の執行に当たり、経理担当課への執行依頼票の提出を失念し、年度内に処理できなかったため、翌年度の予算で執行していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算の早期執行を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		年度末で多忙なことなどにより経理担当課への執行依頼票の提出を失念し、年度内に処理できなかったため、平成27年度の予算で執行していた。	
行政部教職員企画課	平成28年8月1日 (平成28年6月9日職員調査)	(要改善事項) 1 「高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件」 海洋科学高等学校(以下「高校」という。)で毎年実施している航海実習において、勤務日を週休日等に変更する振替などについて、規定が整備されていなかった。 (以下省略) 2 「県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力」 県立学校の教員がタクシーを利用した出張をするに当たり、人事給与システム(以下「システム」という。)への入力を行っていないものが多数あった。 (以下省略)	要改善事項については、次のとおり措置した。 1 「高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件」については、補償休日に準じた取扱いなどを認める形での条例規則の改正、又は人事委員会の承認を得て別に定める取扱いの設定などが必要と考え、人事委員会事務局等の関係機関との調整を進めている。 2 「県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力」については、要改善事項の内容を各学校に周知するとともに、旅行申請漏れ防止のための掲示物を作成して配布することにより、再発防止に努めた。
指導部高校教育課	平成28年8月1日 (平成28年6月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、週休日に開催された催事に出張した職員4名に対して、時間外勤務手当4件、74,151円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年10月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、時間外勤務における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
指導部保健体育課	平成28年8月1日 (平成28年6月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成27年度県立特別支援学校児童生徒心臓検診委託契約(単価契約:精算額4,347,000円)に当たり、契約で定められた個人情報取扱いの責任者に係る届出書等を提出させていなかった。	不適切事項については、事業担当者が契約事務について十分な理解を欠いており、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各事業担当者に契約事務に関する研修会を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
支援部子ども教育支援課	平成28年8月1日 (平成28年6月20日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県コミュニティ・スクール導入等促進事業費補助金3件(交付決定額960,000円)の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。	不適切事項については、事業にかかる確認・点検及び連絡・調整不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、関係機関との連絡と課内での執行状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立近代美術館	平成28年8月17日 (平成28年4月27日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約(予定支払額67,456円(税込))に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないこと並びに数量及び契約単価の単位を契約書に明記していなかった。 2 庶務事務において、職員に対して時間外勤務及び休日勤務を命ずるに当たり、神奈川県教育委員会関係職員服務規程に規定された「時間外勤務及び休日勤務命令簿」による命令を行っておらず、日別の時間外勤務等の状況が明らかになっていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、委託に係る事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定等について職員に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合教育センター	平成28年3月14日 (平成28年1月28日及び同月29日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 亀井野庁舎に係る設備管理業務委託契約(契約額4,320,000円)に係る委託業務の一部について、契約で定められた受託者からの作業報告書ではなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。また、当該	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 亀井野庁舎に係る設備管理業務委託契約については、関係書類の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 善行庁舎に係る設備管理業務委託契約については、



		<p>契約に係る設計額の積算に当たり、一部の積算項目に係る積算基礎数量を誤ったため、設計額が144,299円積算不足であった。</p> <p>2 善行庁舎に係る設備管理業務委託契約(契約額5,546,880円)に係る委託業務のうち、平成27年8月に実施することと仕様書に定める水質検査については、仕様書の記載に不備があったこともあって、検査項目1項目の検査が実施されていなかったにもかかわらず、履行確認の際にこれを看過していた。また当該検査項目に係る経費が設計額に積算されていなかった。</p>	<p>関係書類の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横浜立野高等学校	平成28年7月1日 (平成28年4月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約(契約額48,600円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報等の事項を記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令についての認識不足等から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	平成28年6月2日 (平成28年4月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、環境整備業務委託(契約額22,658,400円)の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書の作成に当たり、確認が不十分であったことにより、長期継続契約に必要な左記条項を加えることを失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令等を十分に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立磯子工業高等学校	平成28年8月30日 (平成28年4月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分業務委託契約(契約額53,460円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書作成時に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立磯子高等学校	平成28年6月27日 (平成28年4月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、モップのクリーニング及び帯電処理代(契約額2,505円)の支払に当たり、「(節)需用費」とすべきところ、「(節)役務費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、職員の知識の向上を図るとともに、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立金沢総合高等学校	平成28年6月22日 (平成28年4月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、教師用副教材の購入(1件、114,305円)に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立港北高等学校	平成28年4月12日 (平成28年3月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、GHP空調機の撤去(契約額1,323,000円)に当たり、撤去工事代のうちフロン類の回収・破壊処理に係る経費(205,200円)について「(節)委託料」で執行すべきところ、これを含めた全額を「(節)工事請負費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、歳出科目の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年3月17日に正しい歳出科目に更訂した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、歳出科目について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立川和高等学校	平成28年6月6日 (平成28年4月18日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教育特殊業務手当については、平成28年5月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、特殊勤務手当実績整理簿への記入について、周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立川崎工科高等学校	平成28年6月21日 (平成28年5月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、校務用パソコン及びディスプレイの収集・運搬及</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>び処分業務委託契約(契約額24,300円)の締結に当たり、相手方の指定した様式により契約書を作成したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び神奈川県財務規則で定められた事項を契約書に記載していなかった。また、同委託契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立生田高等学校	平成28年6月27日 (平成28年4月28日職員調査)	<p>(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが7件あり、そのうち旅費3件、600円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年8月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立生田東高等学校	平成28年7月21日 (平成28年4月28日職員調査)	<p>(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが19件あり、そのうち旅費9件、1,820円を支給していなかった。 (要改善事項) 「使用賃借している印刷機に係る印刷用紙の調達に関する件」 印刷用紙の調達に当たり、印刷機の使用貸借契約を締結している事業者との間に、1か月単位の1者随意契約を繰り返して締結しているものがあった。 (以下省略)</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年8月12日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、経済性、公平性、事務の透明性の観点から、校内で検討した結果、会計局あっせんの再生紙に切り替えることとし、経済性、効率性の向上を図った。</p>
神奈川県立菅高等学校	平成28年6月22日 (平成28年4月28日職員調査)	<p>(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが13件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年8月9日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立麻生高等学校	平成28年8月5日 (平成28年4月15日職員調査)	<p>(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが1件、440円あった。 2 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日としたことなどの結果、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日を督促状の指定期限としているものが2件、3,080円あった。</p>	<p>不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状の発行日遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 督促状の指定期限誤りについては、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立上溝高等学校	平成28年6月21日 (平成28年3月23日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、消防用設備等の点検に当たり、スポット型感知器の点検数量を正確に把握しないまま業務を委託(契約額136,771円)したため、実際の点検は正しい数量(243個)で行われていたものの、異なる点検数量(240個)が記載された見積書及び請求書に基づき一連の事務を処理していた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県立弥栄高等学校	平成28年5月12日 (平成28年3月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが4件あった。	不適切事項については、職員の勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員に対する注意喚起及び複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合産業高等学校	平成28年8月9日 (平成28年5月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、神奈川県立総合産業高等学校敷地の使用許可(許可期間1日、許可面積31㎡)に係る使用料の計算に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、22円が徴収不足であった。	不適切事項については、教育財産の目的外使用許可に当たり、財産管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、変更許可を行い、徴収不足分については、使用許可前から平成28年5月31日に徴収した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻溝台高等学校	平成28年8月2日 (平成28年5月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬処分契約(契約額257,040円)の締結に当たり、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器であるテレビ1台について、県が排出者として回収を行う産業廃棄物収集運搬業者の求めに応じ、リサイクル料金(再商品化料金)の支払に応じることが契約上明記されていなかった。	不適切事項については、産業廃棄物収集運搬処分契約書の作成過程において、家電リサイクルに係る関連法令に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関連法令に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚湘風高等学校	平成28年7月11日 (平成28年5月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、体育館耐震工事に伴う上下水道料金の立替収入の調定に当たり、下水道料金部分も合わせて徴収すべきところ、その要不要の判断を誤ったことにより下水道料金の調定が遅延し、平成27年度の収入となるべき4件、1,556円を年度内に調定していなかった。	不適切事項については、下水道料金の算定方法の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立七里が浜高等学校	平成28年6月29日 (平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、放送室用放送卓の更新(契約額586,440円)に当たり、既存製品の撤去工事に係る経費(30,275円)、撤去搬出処分に係る経費(3,365円)について、それぞれ「(節)需用費」、「(節)委託料」で執行すべきところ、これらを含めた全額を「(節)備品購入費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定についての研修参加等により理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立藤沢西高等学校	平成28年8月9日 (平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務について、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としているものが2件、1,760円あった。 2 領収した現金を神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが3件、1,300円あった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状の指定期限については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 領収した現金の期限内納付については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、進行管理を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校	平成28年6月27日 (平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、対外運動競技等引率に係る教員特殊業務手当について、手当の支給対象となる業務を誤認したため、3件、12,000円を過大に支給していた。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成28年8月24日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立鶴嶺高等学校	平成28年8月26日 (平成28年5月9日職員調査)	(要改善事項) 「男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事の経費に関する件」 県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出しているものがあつた。 (以下省略)	要改善事項については、県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出していた点を見直し、適切に予算措置を行った上で公費で執行することとした。
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	平成28年4月11日 (平成28年3月10日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、定期健康診断に用いる検診器具600点の借入れ(契約額19,440円)に当たり、「(節)使用料及び賃借料」で執行すべきところ「(節)役務費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であつたことによるものであり、平成28年3月14日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木東高等学校	平成28年8月5日 (平成28年4月14日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、教師用副教材の購入(1件、75,170円)に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。 2 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかつたものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務においては、神奈川県財務規則等の理解が十分でなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の旅費については、平成28年4月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、人事給与システムの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大井高等学校	平成28年6月28日 (平成28年5月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を365日で割り返して使用料を算定すべきところ、うるう年のときは366日で割り返すものと誤認して計算したため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、9円が徴収不足であつた。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であつたことによるものであり、不足分については、平成28年5月27日に徴収済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保土ヶ谷養護学校	平成28年6月3日 (平成28年4月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う教育財産の目的外使用に係る変更許可について、まなびや計画推進課長通知に反し、条件変更のあつた日(平成27年9月1日)までに行っていなかつた。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢養護学校	平成28年6月21日 (平成28年4月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、グリストラップ清掃業務及び排出汚泥運搬業務委託契約(契約額64,800円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかつた。	不適切事項については、廃棄物処理等の契約締結に当たり、産業廃棄物の処理に係る関係法令に関する理解が不十分であり、会計局の標準契約書に必要な加除訂正を行わずそのまま使用していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成28年7月26日 (平成28年4月27日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、寄附物品(テレビジョン、ディスプレイスタンド及びフロアスクリーン各1点、総評価額252,504円)の受入れに当たり、物品取得調書を作成していないなど物品取得手続等を適正に行っていなかつた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立高津養護学校	平成28年6月1日 (平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約(契約額16,633,281円)の締結に当たり、契約期間の開始日が平成27年4月1日である契約を会計局長通知に反し同年5月25日に締結していた。また、契約の効力が生じる前に契約額を確定させていなかつた。	不適切事項については、関係規定の理解及び進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立藤沢養護学校	平成28年 7月20日 (平成28年 5月 9日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(賃借料1,741,159円、年割額580,386円)に係る土地建物等貸付収入の調定に当たり、契約で定めた期日(平成27年4月末日)と異なる納付期限(平成29年4月20日)を設定していた。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
-------------	--------------------------------------	--	--

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年 5月16日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日(神奈川県公報号外第91号)神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち神奈川県公安委員会分5箇所に係る5事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部会計課	平成28年 8月 8日 (平成28年 6月30日 及び同年 7月 1日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、日本法科学技術学会第21回学術集会への職員3名の参加費の支払に当たり、割安な参加費(12,000円:1人当たり4,000円)が適用される期日までに支払を行うべきところ、主管課から提出された執行何票を回議せず他の書類とともに保管し、支出手続が当該期日までに間に合わなかったため、割高な参加費(15,000円:1人当たり5,000円)を支払っていた。	不適切事項については、執行処理の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行処理の進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
総務部施設課	平成28年 8月 8日 (平成28年 6月14日、 同月24日及び同月 27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察本部庁舎電気錠設備保守委託契約(契約額1,566,000円)、警察本部庁舎塵芥処理業務委託契約(概算総価額1,652,400円)及び警察本部庁舎電波障害防除施設保守委託契約(契約額1,242,000円)の締結に当たり、1回目の指名競争入札(電子入札)において応札者が1者のみであったため不成立となった後、別の適当な競争者を指名して新たな指名競争入札を行うことなく、入札の不調を理由に見積合せを行い、随意契約を行っていた。	不適切事項については、指名競争入札が不成立となる場合を想定した日程設定をしていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、入札の時期を早期に設定することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県泉警察署	平成28年 6月30日 (平成28年 5月19日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、特殊勤務手当の支給に当たり、神奈川県警察職員情報総合管理システムに入力していなかったため、警察業務手当1件、340円を支給していなかった。	不適切事項の特殊勤務手当については、平成28年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

			した。
神奈川県小田原警察署	平成28年6月6日 (平成28年4月7日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、契約解除に伴う警察費雑入(違約金673,353円)の調定に当たり、契約単価(税込)に基づき算定すべきところ、誤って税抜単価に基づき算定したため、1件、49,878円を過少に調定していた。	不適切事項については、調定額の積算について、誤った認識で算定した結果によるものであり、誤った調定額は、正規の調定額に訂正し、債務者に通知した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県海老名警察署	平成28年7月7日 (平成27年12月11日及び平成28年5月12日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、特殊勤務手当の支給に当たり、神奈川県警察職員情報総合管理システムに入力していなかったため、警察業務手当1件、520円を支給していなかった。	不適切事項の特殊勤務手当については、平成28年2月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。